

佐総組公告第3号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び佐賀県市町総合事務組合財務規則（平成19年佐賀県市町総合事務組合規則第28号）第58条の規定により次のように公告する。

令和7年5月7日

佐賀県市町総合事務組合
管理者 田島 健一

1 入札に付する事項

- (1) 品名・規格 佐賀県市町総合事務組合 消防団員安全装備品等 13品目
- (2) 入札条件等 別紙仕様書による
- (3) 納入期限 令和7年9月30日（火）
- (4) 納入場所 指定した市町役場職員の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 佐賀県の「物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）」第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 県内企業（県内に本店を有する。）であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 本公告日から入札日までの間に、佐賀県及び佐賀県内の市町による指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）のいずれも受けていない者であること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

6 入札保証金の免除に係る同種かつ同規模契約等の実績確認等

同種かつ同規模の契約・履行に係る確認通知書（別紙様式第5号）により、令和7年5月19日（月）までに電子メール及び郵送で通知する。

7 入札及び開札の場所及び日時等

（1）入札及び開札の日時等

入札は、次のとおり執行し、入札の完了後はただちに開札する。

- ア 日時 令和7年5月23日（金） 10時30分
- イ 場所 佐賀県市町会館 2階 小会議室
- ウ 入札方法 持参入札（郵送等による入札は認めない。）

（2）提出書類等

入札参加者は、入札時に次の書類を提出しなければならない。

- ア 入札書（様式第1号）
- イ 納入品内訳書（別紙様式第1号）
- ウ 委任状（様式第3号）【※代理出席の場合のみ】
- エ 同種かつ同規模の契約・履行確認通知書又は入札保証保険契約証書
【※入札保証金の免除を受ける場合のみ】

（3）落札決定の方法等

ア 入札金額（総額）が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格及び納入品内訳書の確認を行い、入札参加資格を有し、納入品内訳書の内容が仕様書と合致している場合に落札者とする。（総額落札）

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合又は納入品内訳書の内容が仕様書と合致していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格及び納入品内訳書の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札を行う。

（4）落札決定後の契約手続き

落札者は、落札の決定を受けた日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）に契約書に記名押印し、組合に提出しなければならない。

8 入札の中止等

次のいずれかに該当する場合は、入札を延期・中止することがある。

- ア 競争に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。
- ウ 事前に入札参加資格者が1者になることが確認されたとき。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

なお、事前納付を希望する者は、14 その他 (2) 問い合わせ先に申し出て、指示を受けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、免除する。

ア 保険会社との間に本組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体との間において、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて適正に履行しているとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、免除する。

ア 保険会社との間に本組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体との間において、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて適正に履行しているとき。

10 予定価格及び最低制限価格

(1) 予定価格 落札者の決定後に公表する。

(2) 最低制限価格 無し

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 次の事項に記載のない入札

ア 入札金額

イ 品名・規格

ウ 納入場所

エ 入札参加者の商号又は名称、代表者(代理人)氏名及び押印

(4) 入札金額を訂正した入札

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(6) 明らかに談合によると認められる入札

(7) 同一事項の入札について2人以上の代理をした者の入札

(8) 事前に入札している情報どおりの入札結果となった入札

(9) 納入品内訳書を提出しない入札

(10) その他入札に関する条件に違反した入札

12 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者が2人未満である場合は、当該入札を取りやめる。

(2) 入札に関し、不正が行われた疑いがあると認められるときその他必要があると認められるときは、落札となるべき者を落札候補者に決定することを保留することができ

るものとする。

- (3) 入札回数が3回をもって落札しないときは、3回目の入札をした者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことができる。

13 代金の支払

適正な請求書を受理してから30日以内に支払う。

14 その他

- (1) 入札に関する質問

ア 質問期間 公告の日から令和7年5月16日（金）17時まで

イ 質問方法 メール又はファクシミリにより質問書（別紙様式第6号）を提出すること。

なお、電話での質問は受け付けない。

ウ 質問提出先 佐賀県市町総合事務組合

FAX 番号 0952-24-9740

メールアドレス soukumi@saga-ck.gr.jp

エ 回答方法 令和7年5月22日（木）までに随時ホームページに掲載する。

- (2) 問い合わせ先

〒840-0832 佐賀市堀川町1番1号

佐賀県市町総合事務組合 前田、藤光

電話番号 0952-25-0353

メールアドレス soukumi@saga-ck.gr.jp